

再エネ発電設備等の系統連系に関する留意事項等について

東北電力株式会社

本留意事項は、高圧以上の系統連系申込みをご希望されるお客さまを対象としています。

1. 検討結果の位置づけ

事前相談および接続検討における検討結果の位置づけは、次のとおりです。

(1) 事前相談について

- a. **電圧変動等を考慮しない簡易な検討による当社電力系統の空き容量の有無等を回答していません。**

事前相談後に実施する接続検討の結果、当社電力系統の空き容量が変更となる場合やその他の事由により、お申込みいただいた受電電力による系統連系ができないことがあります。

- b. **検討時点での当社電力系統状況等にもとづき、検討結果を回答しています。**

同一の当社電力系統に他のお客さまから系統連系のお申込みがあった場合^{※1}、電気の需要変動で当社電力系統の状況が変化した場合等の理由により、事前相談にて当社からお客さまへ回答した時点の当社電力系統の空き容量等について変更が生じ、お申込みいただいた受電電力の一部または全量の系統連系ができなくなることがありますので、あらかじめご注意ください。

なお、このような場合、対策工事を実施することで系統連系が可能となる場合がありますが、一般的には工事費が高額となり工期も長くなります。

- c. **事前相談時点での当社からの回答は、将来の連系容量や接続枠等を保証するものではありません。**

(2) 接続検討について

- a. **電圧変動等を考慮した詳細な検討による連系可否等を回答しています。**

事前相談と同様に検討時点での当社電力系統状況等にもとづき、検討結果を回答しています。

同一の当社電力系統に他のお客さまから系統連系のお申込みがあった場合^{※1}、電気の需要変動で当社電力系統の状況が変化した場合等の理由により、接続検討にて当社からお客さまへ回答した時点の当社電力系統の空き容量等について変更が生じ、お申込みいただいた受電電力の一部または全量の系統連系ができなくなることがありますので、あらかじめご注意ください。

なお、このような場合、対策工事を実施することで系統連系が可能となる場合がありますが、一般的には工事費が高額となり工期も長くなります。

- b. **接続検討時点での当社からの回答は、将来の連系容量や接続枠等を保証するものではありません。**

※1 事前相談および接続検討時点における当社からの回答は、接続枠が確定していない他のお客さまの発電設備の系統連系を考慮しておりません。

例えば、空き容量が1 MWの当社電力系統に、同時または前後して0.5 MWの事前相談と1 MWの接続検討のお申込みがあった場合（同一のお客さまによるお申込みの場合を含む）、いずれのお申込みにも空き容量がある旨を回答しています。

これは、接続枠が確定していない発電設備の系統連系にかかる送電容量を確保することにより、他のお客さまの発電設備の系統連系の空き容量等が減少してしまうことを防止するためです。

2. 系統連系・電力受給契約のお申込みの際に、ご留意いただきたい事項

(1) 系統連系・電力受給契約のお申込みについて

電力広域的運営推進機関が定める「送配電等業務指針」、当社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」、「発電設備系統連系サービス実施要綱」、「系統アクセス検討基準」または「高圧系統業務指針」、ならびに「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」等をご承認のうえ、当社指定の「系統連系申込書」および「電力売電申込書」等により当社へお申込みいただきます。

(2) 系統連系・電力受給契約のお申込みの解除条件について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」といいます。）にもとづくお申込みで、次のいずれかに該当する場合は、系統連系・電力受給契約に関するお申込みは解除するものとし、系統連系・電力受給契約のお申込みにもとづく当社との接続契約が既に成立している場合であっても、当該接続契約をはじめ、系統連系・電力受給契約等のお申込みについて当社によって解除されることに同意していただきます。

- a. 再エネ特措法第9条第3項にもとづき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
- b. 特段の理由がないにもかかわらず、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定（再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届出を含みます）を取得しない場合
- c. 再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当する場合
- d. 発電設備の系統連系に伴う工事費負担金を支払期限日までにお支払いいただけない場合
- e. 当社が、本発電設備の出力の抑制を行なうために必要な機器の設置、費用の負担およびその他必要な措置を講じていただくことを求めたにもかかわらず、応じていただけない場合
- f. 特段の理由がないにもかかわらず、受電開始希望日を経過してもなお当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始しない場合

(3) その他系統連系のお申込みの取扱いについて

系統連系のお申込みに関して、当社が以下のとおり取扱うことについて、(1) および(2)とあわせて同意していただきます。

- a. 接続検討の回答が完了した後に、当社が定める「意思表明書」をご提出いただくことにより、お客さまが系統連系のお申込みに係る手続きを進める意思を表明すること
- b. 上記意思表明の行為をもって、当社が、お客さまの発電設備の系統連系に係るお申込みの順位とすること
- c. 接続検討の回答を待たずに系統連系のお申込みを行なっている場合で接続検討の回答内容を受領したにもかかわらず、系統連系のお申込みの受付日から9ヶ月以内に「意思表明書」を提出しないときには、系統連系のお申込みは承諾されないものとみなすこと
- d. 電気需給契約に係る「電気使用申込書」等のご提出がなされるまでは、系統連系のお申込みを当社が受付した場合でも、再エネ特措法第16条第1項の契約のお申込みの内容を充足しないとして当社が取扱うこと

3. 電源接続案件募集プロセスにともなう接続検討・系統連系申込み等に係る取扱い

(1) 電源接続案件募集プロセスについて

電源接続案件募集プロセス（以下、「募集プロセス」といいます。）とは、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針に規定されたルールにもとづくものであり、発電設備等を電力系統に連系するにあたって、特別高圧系統の増強が必要となり、系統増強費用が高額となる場合において、その系統増強費用を共同負担いただく事業者さまを募集するものです。

(2) 募集プロセス開始にともなう接続検討・系統連系申込み等に係る取扱いについて

募集プロセスが開始されると、募集プロセスが完了するまでの間は系統状況が確定できないため、対象エリアにおいて、新規に事前相談・接続検討申込みを行なうお客さまについては、募集プロセスが完了した後に検討を開始いたします。

また、**接続検討中のお客さまが、募集プロセスに応募しない場合は、上記と同様、募集プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。**

募集プロセス開始以降、その対象エリアにおける新規の系統連系申込書、意思表明書、接続供給契約申込書、振替供給契約申込書（以下、これらを総称して「契約申込み」といいます。）については、**仮に当社から既に接続検討の回答を受領している場合であっても、募集プロセスの開始によって、既接続電源の状況や設備形態等、系統状況が回答時点から変動することから、再度、接続検討が必要になりますので、予めご了承ください。**

なお、募集プロセス開始以降、既にお申込みをいただいていた書類の回答時期は、下表のとおりです。

お申込み書類	お申込み時期	
	募集プロセス開始前	募集プロセス開始後
事前相談依頼票	募集プロセス完了後に回答※ ²	募集プロセス完了後に回答※ ²
接続検討申込書	募集プロセス完了後に回答	募集プロセス完了後に回答
系統連系申込書	通常どおり回答	募集プロセス完了後に受付※ ³ ※ ⁴
意思表明書	通常どおり回答	募集プロセス完了後に受付※ ⁴
接続供給契約申込書	通常どおり回答	募集プロセス完了後に受付※ ⁴
振替供給契約申込書	通常どおり回答	募集プロセス完了後に受付※ ⁴

※² お客さまのご要望に応じ、「連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離」のみであれば、通常どおりに回答することが可能です。

※³ 同時申込み（系統容量を確保しない系統連系申込書）については、募集プロセス開始後も受付いたします。

※⁴ 募集プロセス完了後に系統状況が変化した場合、あらためて接続検討申込書の提出が必要となります。申込書類についてはお預かりいたしかねますので、募集プロセス完了後にあらためてお申込みください。

(3) 募集プロセスに応募する際の留意事項について

募集プロセスに応募した場合は、申込み済みの契約申込み（再エネ特措法に係る告示に規定する接続申込みを含む。）は取り下げたものと見なします。

ただし、改正再エネ特措法の施行日（平成29年4月1日）の前日までに開始された募集プロセスに関しては、応募時に契約申込み維持の意思表示を示すことで、契約申込みを維持することが可能ですが、この場合、契約申込みの受付時点で暫定的に確保した送電系統の容量（接続枠^{※5}）は開放いたします^{※6}。

なお、募集プロセスの応募にあたっては、以下の点もご留意ください。

- a. 募集プロセスが不成立となった場合および募集プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかった場合等、応募者が優先系統連系希望者とならなかったとき（辞退したときを含む。）には、契約申込みは無効となります。
- b. 募集プロセスに応募したが入札を断念した場合や、入札したが落札できなかった場合、または、落札したがその後の連系を辞退する場合など、入札対象工事の共同負担者とならなかった場合は、申込み済みの契約申込みは全て取下げと見なすこととなるため、再エネ特措法にもとづく調達価格は維持されません。
- c. 入札の結果、入札対象工事に必要な費用が集まらず、募集プロセスが不成立となった場合も、申込み済みの契約申込みは全て取下げと見なすこととなるため、再エネ特措法にもとづく調達価格は維持されません。

※5 契約申込みの受付時点で暫定的に確保した、送電系統における熱容量面・周波数変動面（30日等出力制御枠）等の容量を指します。

※6 開放した送電系統の容量（接続枠）は、いかなる事情（募集プロセスが不成立となった場合や優先系統連系希望者とならなかった場合を含む。）があったとしても、応募者に戻ることはありません。

4. 事業を進められる際にご留意いただきたい事項

(1) 系統の空き容量変更に伴う損害等に関する免責について

事前相談および接続検討時点での当社からの回答は、将来の連系容量や接続枠等を保証するものではありません。

接続枠が確定するまでに当社電力系統の空き容量等が変更になった場合、当社は、お客さまおよび第三者の以下のような行為により生じた費用や損害および将来見込まれている利益（電力販売によるものを含む）の減少等について補償しませんので、あらかじめご注意ください。

- a. 事業化にあたっての調査、設計、企画、資金調達
- b. 土地の取得、賃貸借契約、造成、既存設備の除却
- c. 資機材の発注、売買および請負契約、機器の設置
- d. 認定等の国への申請
- e. 立地協定の締結、広報 等

(2) 太陽光発電設備および風力発電設備の出力制御へのご協力について

当社は、系統連系が確定している太陽光発電設備および風力発電設備の設備容量が30日等出力制御枠を既に超えている状況となっており、太陽光発電設備については平成26年12月22日、風力発電設備については平成27年12月16日に指定電気事業者^{※7}に指定されていることから、**今後受付する太陽光発電設備の系統連系のお申込みは、「当社が願う場合には、360時間を超えてもなお無補償での出力制御にご協力をいただくこと」、風力発電設備の系統連系のお申込みは、「当社が願う場合には、720時間を超えてもなお無補償での出力制御にご協力をいただくこと」が系統連系の条件となります。**

※7 接続申込量が30日等出力制御枠を超過した場合には、太陽光発電設備については年間360時間、風力発電設備については年間720時間の出力制御の上限を超えてもなお無補償の出力制御を前提として、再エネ発電設備の電力系統への連系ができるよう経済産業大臣から指定された一般送配電事業者

(3) 将来的な遠隔出力制御システム導入について

実効的かつきめ細かな出力制御を実現するため、出力制御の対象となる太陽光発電設備および風力発電設備に対しては、遠隔出力制御に必要なシステムの導入が求められることになりました。

ただし、遠隔出力制御システムの構築には一定の時間を要するため、当分の間、再エネ特措法施行規則にもとづき**「当社が出力制御を行なうために必要な機器の設置、費用負担、その他必要な措置をお客さまに求める場合には、その求めに応じていただくこと」**を条件に、当社は系統連系申込みを承諾いたします。

なお、遠隔出力制御システムの構築前に出力制御が必要となった場合は、電話・電子メール等での指令により出力制御をお願いすることがありますので、あらかじめご注意ください。

5. 情報の取扱い

当社から回答する内容は、お申込みいただいたお客さまを対象に回答するものであり、お客さまが当該発電事業を実施するうえで関わりのない第三者へ開示することを禁止いたします。

以上